

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊 和歌山駐屯地  
第398会計隊和歌山派遣隊長 重森 信志

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両売払い (1/2t トラック屑ほか1件)
- (2) 履行場所 : 陸上自衛隊和歌山駐屯地・和田訓練場
- (3) 履行期限 : 令和5年9月29日(金) **(物品引渡しから3か月以内に解体等作業完了。仕様書に示す解体証明書等の必着は作業完了後15日以内)**  
※ 代金納付日、搬出完了日については令和5年6月30日まで(項目番号10~12参照)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 使用済車両の再資源化に関する法律(平成14年法律87号)第44条に基づく引取業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者
- (9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策部長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「**引取業者の登録**」、「**フロン類回収業者の登録**」、「**解体業の許可**」及び「**破砕業の許可**」の全てを満たす者とする。
- (12) 前項において、引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせることで参加しようとする場合に、入札時まで下請負承認申請書及び下請負が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた者。この場合、下請負者として承認された者は本入札への競争参加者と認めない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第398会計隊和歌山派遣隊契約班窓口において配布する。  
令和5年4月13日(木)~令和5年5月16日(火)(土曜日曜祝日を除く0900~1600)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない  
※ 現地確認希望者は、下記の期間中に調整の上、実施すること。(調整先:第13項(10)の担当者)  
令和5年4月13日(木)~令和5年5月16日(火)(土曜日曜祝日を除く0900~1600)
- (2) 入 札  
ア 日 時 : 令和5年5月17日(水)10時00分から  
イ 場 所 : 陸上自衛隊和歌山駐屯地 会議室

5 損害賠償金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除
- (3) 違 約 金 : 落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8 契約書の作成

落札決定後遅滞なく中部方面隊標準契約書の様式により契約書を作成する。  
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。なお、特約条項として駐屯地用標準契約書「**売払い物品の解体に関する特約条項**」を付す。

9 落札の決定方式

総 額  
総額が予定価格以上の最高価格をもって申込をした者を落札者とします。  
なお、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 売払代金の納付期限

**令和5年6月30日(金)**  
※ **物品引渡しのとくまでに**納付しなければならない。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了時。

12 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、**令和5年6月30日(木)**までに搬出完了すること。

13 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年5月16日(火)16時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第398会計隊和歌山派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵便入札により実施する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 契約成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 入札参加者は、入札執行までに「**資格審査結果通知書(写)**」及び「**引取業者登録通知書(写)**」、第2項(11)・(12)に示す書類及び、仕様書で示す解体及び破砕の工程表(様式随添)を令和5年5月10日(水)までに提出し、参加の一報をすること。(提出書類についてはFAX可)
- (6) 第2項(12)に示す下請負者の承認に当たり、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等による確認を行なう。事実関係が確認できない場合は承認しない。確認期間は、承認申請書受領日~**令和5年5月16日(火)**までの間とする。
- (7) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- (8) 当該売払車両の部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (9) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊和歌山駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。
- (10) ↓ 入札方法及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒644-0044 和歌山県美浜町和田1138  
陸上自衛隊 和歌山駐屯地 第398会計隊 契約班 担当:重森  
0738-22-2501(内線345) FAX0738-22-2501(直通)

↓ 売払い物品の仕様等、現地確認に関する事項

陸上自衛隊 和歌山駐屯地 第304水際障害中隊 担当:松島  
0738-22-2501(内線231)

本公告は、陸上自衛隊和歌山駐屯地駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊、  
陸上自衛隊信太山駐屯地 第398会計隊、陸上自衛隊八尾駐屯地 第398会計隊八尾派遣隊、  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/maf/in/>) に掲示している。

## 売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1	1/2 t トラック屑 (01-9206)	三菱 V16BRSFA	台	1	解体・破碎（溶解）等作業 履行期限
2	1/2 t トラック屑 (01-9582)	三菱 V16BRSFA	台	1	令和5年9月29日（金） （証明書等到着期限 作業完了から15日以内）

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、 円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

## 調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済車両売払い	GV-Z001013C	
	承 認	年 月 日
	作 成	平成 30年 6月 13日
	変 更	令和 4年 7月 14日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

## 1.2.1

## 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

## 1.2.2

## 自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

## c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

## 2 売払いに関する要求

## 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

a) 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。

b) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

## 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

## 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

## 2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

### 4.2 安全管理

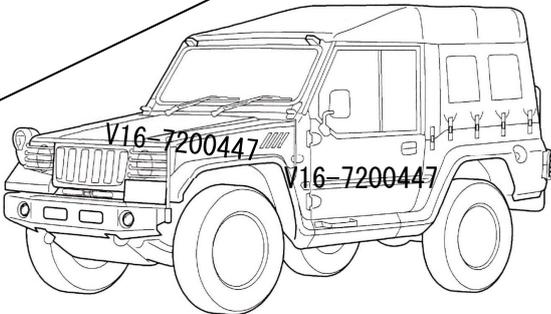
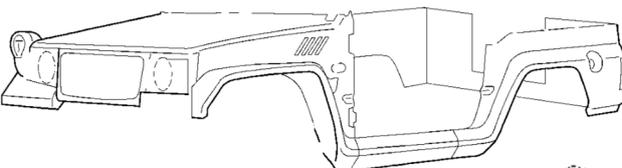
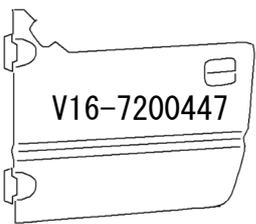
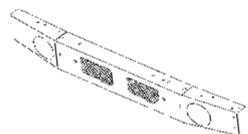
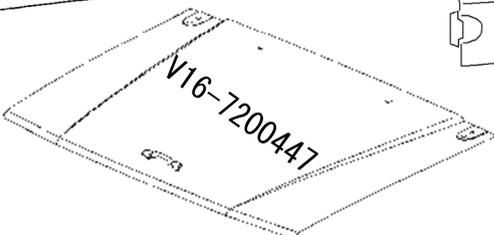
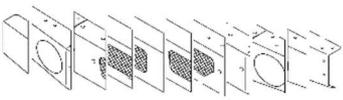
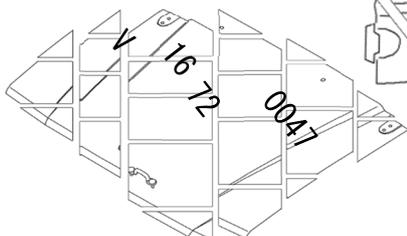
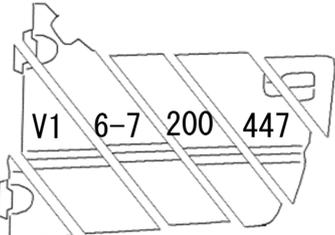
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

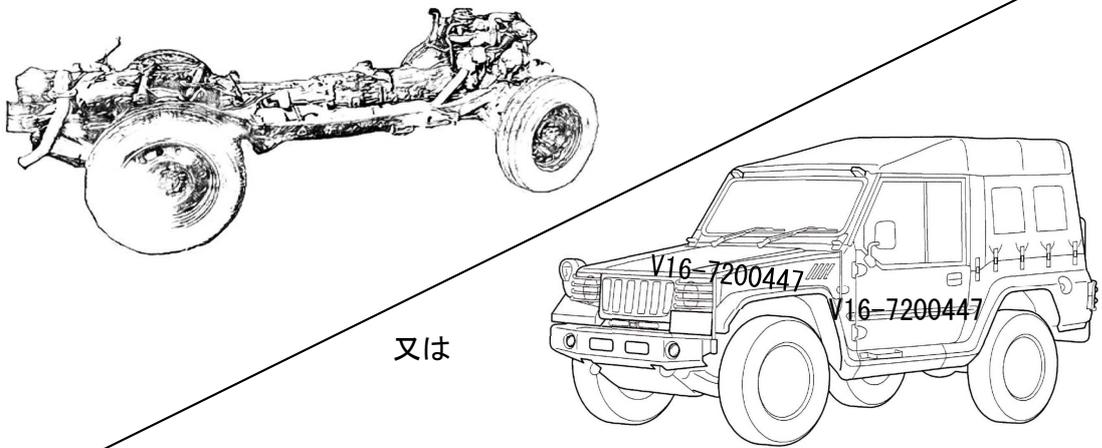
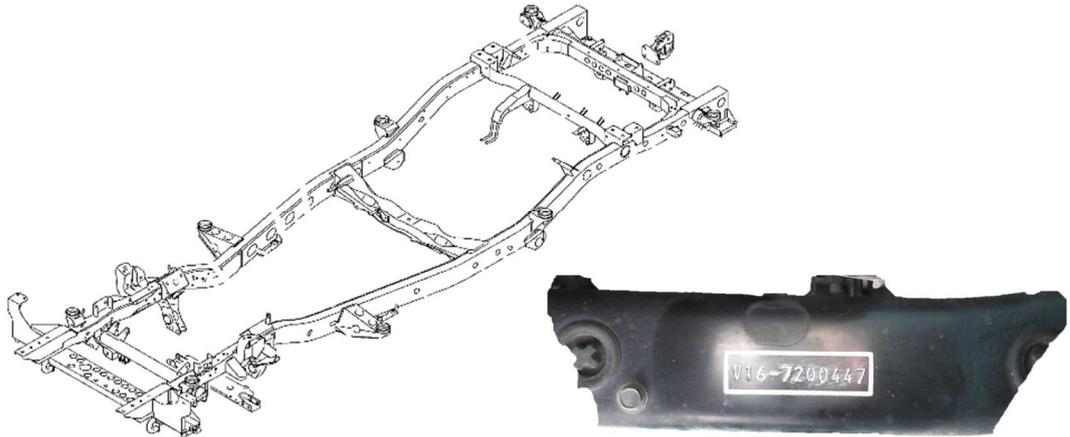
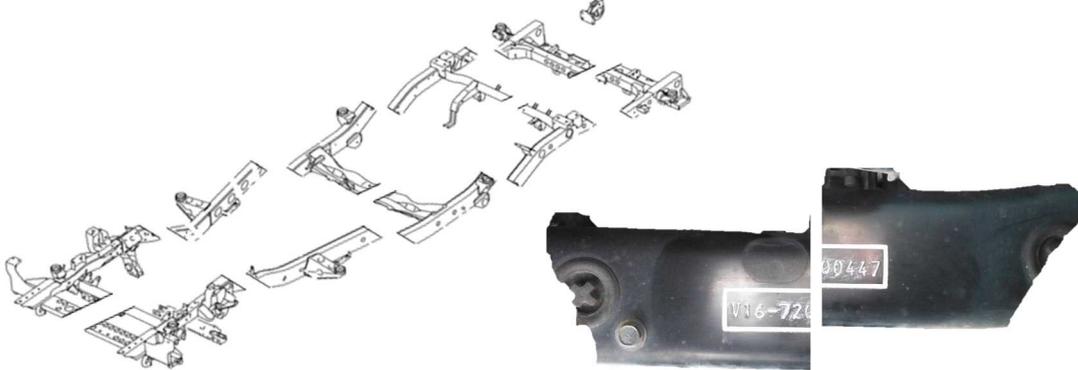
表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記	
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。	
2	下請負承認申請書 <sup>b)</sup>			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付	
3	作業工程表			契約書締結までに。	—	
4 <sup>c)</sup>	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内		車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。
5 <sup>c)</sup>	解体証明書					様式は、図3による。
6 <sup>c)</sup>	破碎(又は溶解)証明書					様式は、図4による。
<p><b>注<sup>a)</sup></b> 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p><b>注<sup>b)</sup></b> 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。</p> <p><b>注<sup>c)</sup></b> 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>						

車台番号 (車番)	<p style="text-align: center;">○○○○○○○ (○○-○○○○)</p>
	<p style="text-align: center;">キャビン・ボデー等外装部品</p>
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <p>又は</p>  </div>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;">   </div>
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div>

**注記** ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

**図1－工程写真の様式**

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

**注記** ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

**図2-工程写真の様式**

解体証明書

分任契約担当官  
陸上自衛隊和歌山駐屯地  
第398会計隊和歌山派遣隊長 重森信志 殿

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 令和 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 第304水際障害中隊 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 第304水際障害中隊 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記録
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊和歌山駐屯地  
第398会計隊和歌山派遣隊長 重森信志 殿

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 令和 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 第304水際障害中隊 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 第304水際障害中隊 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記録
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

## 調達要領指定書

品名	使用済車両売払い						
仕様書番号	GV-Z001013C						
指定事項	<p>1. 2          売払い車両は下記のとおり</p> <table data-bbox="587 562 1276 645"> <tr> <td>1/2 t</td> <td>トラック層</td> <td>01-9206</td> </tr> <tr> <td>1/2 t</td> <td>トラック層</td> <td>01-9582</td> </tr> </table> <p>売払い車両の引き渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取時期の調整及び入門者の名簿の提出を要する。</p> <p>1. 2. 2          別表第1「リサイクル料金預託済み車両リスト」          別表第2「材料別重量区分表」</p> <p>4. 1          提出書類の提出先は第304水際障害中隊 管理隊 とする。</p>	1/2 t	トラック層	01-9206	1/2 t	トラック層	01-9582
1/2 t	トラック層	01-9206					
1/2 t	トラック層	01-9582					



材料別重量区分表（単位：kg）

和歌山駐屯地

材質 品名（車種）	台数	鉄屑					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計 (kg)
		鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物						
1/2 t トラック屑 (三菱 V16BBSFA)	1	306	251	232	456	230	3	0	2	0	16	22	31	105	296	1,950
1/2 t トラック屑 (三菱 V16BBSFA)	1	306	251	232	456	230	3	0	2	0	16	22	31	105	296	1,950
計		612	502	464	912	460	6	0	4	0	32	44	62	210	592	3,900

# 入札書

分任契約担当官陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 重森 信志 殿

1. 引取期限: 令和5年6月30日
2. 引渡場所: 陸上自衛隊和歌山駐屯地
3. 落札決定方式: 総額決定

上記入札条件及び契約条項確認の上、入札(消費税別)致します。

当社は暴力団排除に関し、入札心得に定める事項について誓約いたします。

令和5年5月10日

入札業者住所・名称代表者名

(税別)

¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1/2 t トラック層 (三菱 V16BBSFA)	仕様書のとおり	台	1			01-9206
1/2 t トラック層 (三菱 V16BBSFA)	〃	台	1			01-9582

# 入札参加申込書 (和歌山駐屯地)

下記の入札に参加します。

入札件名	使用済車両売払い(1/2tトラック屑 ほか1件)		
入札日時	令和5年5月17日(水) 10:00～		
落札決定方式	総額決定		
会社名			担当者名
連絡先	TEL		FAX
電子メールアドレス			
入札書受取方法 (いずれかに○)	1. インターネットホームページからダウンロードして受取 2. FAXで受取 (FAX通信記録等印字を消去して入札書として使用) 3. 契約班窓口で受取 (受取時期:    月    日    時頃) 4. 電子メールで受取		
8. 入札の方法 (いずれかに○)	<del>当日(持込) ・ 事前(郵送等)</del>	期限等	(1) 競争参加資格(写)等提出: 令和5年5月10日(水)16時まで (2) 入札書提出: 令和5年5月16日(火)16時まで
	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札で実施します。 郵送期限にご注意ください。		

※必ず全省庁統一資格決定通知書(写)を添えてFAXしてください。 FAX番号:0738-22-2501